

## ● 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成について ●

申告受付期間の会場・日程に限り、市役所・支所でも所得税の確定申告を受け付けます。

ただし、以下に記載された所得税の確定申告は市役所・支所では受け付けられません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくか、税務署または税理士にご相談ください。

### 市役所・支所の会場で確定申告を受け付けられない人（※所得税の確定申告が不要な場合のみ、市・県民税申告として受け付けます）

- |                  |                     |                           |
|------------------|---------------------|---------------------------|
| ・雑損控除の適用を受ける人    | ・暗号資産取引による雑所得があった人  | ・準確定申告(死亡した人の申告)をする人      |
| ・過年分の確定申告をする人    | ・土地・建物の売却による収入があった人 | ・繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人    |
| ・青色申告をする人        | ・肉用牛の売却による所得があった人   | ・国外居住者の扶養控除の適用を受ける人       |
| ・山林所得があった人       | ・修正申告・更正の請求をする人     | ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける人       |
| ・先物取引による収入があった人  | ・贈与税・消費税の申告をする人     | ・外国為替証拠金取引(FX)による雑所得があった人 |
| ・株式の売却による収入があった人 | ・外国税額控除の適用を受ける人     | ・非居住者の国内源泉所得の確定申告をする人     |

### 所得税の確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税、贈与税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などの作成、e-Taxによる送信（提出）、印刷ができます。

► 操作方法の相談先：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 電話 0570-01-5901

（月曜日～金曜日（祝日を除く）、午前9時～午後5時 ※確定申告時期には延長される場合があります）



### 所得税及び復興特別所得税についてのお問い合わせ先

桐生税務署：桐生市末広町13番地5 桐生地方合同庁舎 電話 0277-22-3121（自動音声に従い、「2」を選択）